

個人情報保護委員会（第172回）議事概要

- 1 日時：令和3年4月23日（金）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、山澄参事官、片岡参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：LINE（株）の個人情報の取扱いに関する対応について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「LINE株式会社は、ユーザー数約8,600万人と言われ、個人だけでなく官民で様々な情報発信や手続等に利用される社会インフラとなっているアプリケーションを提供している企業であり、秘匿性の高い多数の個人データを取り扱う個人情報取扱事業者でもある。現在、デジタル改革関連法案が国会で審議中であり、今後社会のデジタル化の中で個人データの流通や利活用が更に進んでいくことが予想される。このような我が国の現状において、秘匿性の高い多数の個人データを取り扱う個人情報取扱事業者であるLINE株式会社は、データ社会において負うべき社会的責任が大きいことに加え、本事案では委託先に行わせている業務のリスクが高いものとなっており、その高いリスクに見合った安全管理措置を講じることが望ましい。そのような観点からしても、本件指導は適切なものといえる」旨の発言があった。

小川委員から「指導を行うに当たり、調査が必要な事項はたくさんあり、特にシステムのアクセス権限、アクセスログの解析等、技術的な検証を要する事項もあったが、報告徴収から約1か月という期間で速やかに調査がなされたのではないか。今回の指導事項以外にも問題点がないか調査を継続するとともに、実効性のある改善策が実施されるように監督を行う必要がある」旨の発言があった。

藤原委員から「本事案の調査状況は世間の注目が高く、未だ多数の利用者がLINEサービスの利用に不安を感じている状況を踏まえると、個人情報保護委員会として、適時適切に、正確な情報を提供することは重要である。それが、個人情報保護委員会が説明責任を果たすことでもある。本事案の重要度に鑑みれば、今回の指導についても、支障のない限りで公表すべきである」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、手続を進めることとなった。

丹野委員長から「本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、公表可能な範囲について公表することとしたい。資料については、配布の『公表資料』を

公表し、それ以外の資料を非公表とする、としたいと思いますが、よろしい
でしょうか」という旨の発言があり、各委員の了承を得て、本議題について
は、公表することとなった。

以上